

第16回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和4年9月30日（金）
9時25分から11時33分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 18名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・なし
- 5 議事
議案第1号 日南市農業委員会会長代理の選出について
議案第2号 農地法第3条の許可申請について
議案第3号 農地法第4条の許可申請について
議案第4号 農地法第5条の許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画について
議案第6号 非農地証明願について
議案第7号 日南市農業委員欠員に伴う委員補充について
- 6 農業委員会事務局 局長・次長・水元・日高・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:25	議 長	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、ただ今から、第16回日南市農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席農業委員は18名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に11番池田陽子委員、12番歌津芳秋委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきますが、議事の順番に一部修正がございます。

	事務局	す。総会日程をご覧ください。議事の３番目にあります提案理由説明（議案第２号～７号）を、提案理由説明（議案第１号～７号）とし、議案上程の次に行いたいと思います。したがって、議案上程、提案理由説明のあと、議案第１号の会長代理の選出を行い、その後、議案第２号から議案第６号の地区別審査、議案第７号の部会での審議を行い、全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。
	議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	異議がないようですから、事務局説明のと通りの日程で進めることにいたします。それでは、議案第１号から議案第７号について、一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
	事務局	それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 まず、議案第１号、農業委員会会長代理の選出について、農業委員会会議規則第４条第２項の規定により、会長代理を選出いただきますよう提案いたします。 次に、議案第２号、農地法第３条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました５件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号１番から５番は経営規模拡大のためとなっております。 次に、議案第３号、農地法第４条の許可申請について、県知事への申請がありました２件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号１番は駐車場用地のため、受付番号２番は植林のためとなっております。 次に、議案第４号、農地法第５条の許可申請について、県知事への申請がありました７件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容につ

	事務局	いてですが、所有権移転が6件で、受付番号1番は宅地分譲用地のため、受付番号2番は集団住宅用地のため、受付番号4番、6番は太陽光発電施設用地のため、受付番号5番は一般個人住宅用地のため、受付番号7番は建設資機材置場用地のためとなっております。使用貸借権設定が1件で、受付番号3番は一般個人住宅用地のためとなっております。 次に、議案第5号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、15件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が5件、更新の利用権設定が3件、所有権移転が5件、中間管理権設定が2件となっております。 次に、議案第6号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました3件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号1番から3番は、耕作放棄地のうち、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、非農地として証明するものであります。 次に、議案第7号、日南市農業委員欠員に伴う委員補充について、令和4年8月31日付けの委員辞職に伴い、委員補充が必要なのかどうかを審議していただきますよう提案いたします。農業委員の任命に関しましては、市全体の体制として任用されますので、部会の再編成をとる可能性もございます。地区別審査の際に、補充の必要があるかないかの検討をしていただき、全体審査の際に部会長より検討結果の報告をお願いいたします。 以上、説明しましたが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	それでは、選出方法等について、事務局から説明をしてもらいます。

事務局	説明いたします。議案第1号、日南市農業委員会会長代理の選出について、日南市農業委員会会議規則第4条第2項の規定により、会長代理が欠けたときは、欠けた日のあと、最初の総会において選任するものとあります。また、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づきまして、会長代理の選出は委員が互選した者をもって充てることとなっています。選出方法としまして、選挙による方法と、指名推薦による方法の2つがあらうかと思います。選挙につきましては、現在の農業委員の中から候補者を募り、投票を行います。指名推薦につきましては、6つの地区からそれぞれ1名の選考委員を選出いただき、選考委員6名で選考委員会を開催し、会長代理を推薦していただき、その後総会で決定いたします。
議 長	ただ今、事務局から選出に対する案が示されましたが、いかがいたしましょうか。
谷 口 (宏)	はい、議長。
議 長	はい、9番谷口委員。
谷 口 (宏)	9番谷口です。選考委員会を立ち上げて、指名推薦による方法で行う方法が良いと思います。
議 長	他にございませんか。 異議なし。選考委員会をお願いします。(の声あり)
議 長	ただ今、指名推薦でという意見がありましたが、指名推薦でよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
議 長	それでは、会長代理の選出につきましては、指名推薦で行うこととします。 指名推薦による方法に決定しましたので、その方法について、事務局より説明させます。

10 : 00	三 賢	はい、議長。
	議 長	はい、三賢委員。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。農地利用最適化推進委員には、指名推薦の権利があるのか、ないのか確認したいのですが、説明をお願いします。
	議 長	事務局をお願いします。
	事務局	選出の決定については、農業委員だけですが、部会の中での検討につきましては農地利用最適化推進委員にも入っていただき、選出の審議をお願いします。選考委員につきましては、農業委員の中からお願いします。以上です。
	議 長	農業委員の中から、選考委員の選出、会長代理の推薦をお願いします。各地区での協議をする会場等について事務局から説明していただきます。
	事務局	指名推薦による方法での選出となりましたので、方法について説明いたします。 まず、6つの地区から、それぞれ1名の選考委員を選出していただきます。選考委員を中心に、農業委員の中から会長代理の選出をお願いしたいと思います。十分協議いただきますようお願いいたします。それでは、協議を行っていただく会場をお伝えします。 飢肥・酒谷地区は会議室1で、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室2、北郷地区は会議室3、南郷地区は会議室4でお願いいたします。現在9時40分ですので、9時50分になりましたら、選考委員会を開催したいと思います。選考委員の方は、9時50分になりましたら、選考委員会会場の会議室1にお集まりください。
	議 長	それでは、この間休憩とします。
	議 長	----- 地区別協議、選考委員会（各会場にて） ----- では、選考委員会が終わりましたので、議事を再開いたします。

議 長	その結果を選考委員長から報告願います。
山 本	はい、選考委員会で選考委員長を引き受けました 17 番山本です。6 地区の選考委員が集まって十分検討しました。活発な議論をいたしまして、会長代理に平賀祐史さんを推薦することに決定しました。この推薦結果で、皆様方のご審議をお願いします。
議 長	ただ今、選考委員長から報告がありましたが、ご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	ご承認いただければ、拍手をお願いします。
全委員	(拍手)
会 長	それでは、会長代理が決まりましたので、ここで会長代理に就任の挨拶をお願いいたします。自席にてお願いいたします。
平 賀	会長代理に選任されました平賀です。会長をサポートしながら頑張っていきたいと思いますので、皆様、ご支援方よろしく願いいたします。
議 長	ありがとございました。残り 2 年間ですが、農政業務の円滑な推進を図っていただきたいと思います。それでは、平賀委員は、会長代理席へお願いします。 ここで、会長代理の議席につきましては、日南市農業委員会会議規則第 6 条により「会長代理の議席は会長が定める」となっていますので、新会長代理の議席番号を 18 番といたします。また、前議席番号 14 番は欠番といたします。
議 長	では、これから議案第 2 号から議案第 6 号の地区別審査と、議案第 7 号の審議をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
事務局	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室

10 : 33	事務局	1、吾田・油津地区、東郷・鵜戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室 2、北郷地区は会議室 3、南郷地区は会議室 4 でお願いいたします。なお、11 月に、第 2 回農地パトロールを行いたいと思いますので、地区別審査の際に日程を検討していただきたいと思います。決まりました日程については、その他報告事項の際に、地区部長より報告をお願いします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は 10 時 30 分をめどに終了させ、本会場にお集まりください。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第 2 号、農地法第 3 条の許可申請について 5 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番、2 番について、担当委員より報告願います。
	谷 元	はい、15 番谷元です。まず、受付番号 1 番について説明します。9 月 25 日、現地調査しました。申請地は、北郷町郷之原で、東九州高速道路の北郷インターチェンジ入口の左方 200m 以内にある 3 筆です。譲受人は野菜、水稻を栽培する農家です。譲受人は当初 50 a 超の水田を所有していましたが、高速道路用地の買収で現在の農地面積となり、当初の面積を確保したいという希望がありました。今回、譲渡人より相談があり今回の申請となりました。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。 続いて、受付番号 2 番について説明します。9 月 26 日、現地調査しました。譲受人は兼業農家で、譲渡人は離農者で担い手はおりません。申請地は、北郷町郷之原一ノ瀬で県道猪八重線のリゾートホテル入口から市道猪八重線に入り、住吉神社から約 150m 先の譲受人の住宅に隣接する農地です。特に問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番については、担当委員より報告願います。
	木佐貫	はい、8 番木佐貫です。受付番号 3 番について説明します。9 月

10 : 38	木佐貫	23 日、譲受人立ち合いのもと現地確認し、9 月 25 日、譲渡人に電話で確認しました。申請地は、北郷町大藤で、北郷温泉に入る道路を西に進んだデイサービス施設入口前の田です。譲渡人は、親から譲られた土地を譲受人に貸しておられ、数年前から所有権移転の話が出ており、今回の申請となりました。前後の土地は譲受人の土地ですので、問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番、5 番について、担当委員より報告願います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 4 番、5 番について説明します。9 月 26 日、譲渡人に電話確認し、譲受人立ち合いのもと現地調査しました。なお、受付番号 4 番、5 番の譲渡人は兄弟で、申請地は隣接してる畑です。申請地は、南郷町上津屋野地区です。以前より譲受人が管理されており、取得後は栗を植栽されるそうです。申請地は、譲受人の自宅と隣接しているため、利便性も図れると思います。譲渡人は県外在住で管理が出来ないため、譲受人は経営規模拡大です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 2 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 3 号、農地法第 4 条の許可申請について 2 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6 番金丸です。受付番号 1 番について説明します。9 月 27 日、申請人立ち合いのもと現地確認しました。申請地は、酒谷 4 区、国道 222 号線から向田橋を渡り北東へ約 150m の所にある申請人の

10 : 41	金 丸	実家の隣接地です。実家に訪れる際、駐車場がないことから、申請地を駐車場として利用したいとのことでした。周囲に影響を与える農地はありません。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号 2 番について説明します。申請地は、酒谷地区名尾で、国道 222 号線を都城方面へ登って行くと左手に日南ダムがありますが、右手にある市道石原線を約 600m、Y 字路を右に 400m 行った所にある申請人の実家の周辺です。昭和 30 年代の初め頃、申請人の義父が申請地一帯の共有地と併せて植林したそうです。必要があって申請地を調査したところ違反転用が判り今回の申請となりました。9 月 27 日、申請人の従弟と現地確認しました。転用後は、山林として管理していくとのことでした。周囲に影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。なお、この案件は 3,000 m ² を超えますので、後日県の調査が実施されます。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 3 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 4 号、農地法第 5 条の許可申請について、7 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	山 口	はい、16 番山口です。受付番号 1 番について説明します。9 月 24 日、譲渡人、譲受人双方に電話連絡し現地確認しました。譲渡人は、宮崎市在住で、譲受人は市内で不動産業を営んでいる方です。9 月 24 日、譲受人立ち合いのもと現地調査しました。申請地は、飢肥 3

	山 口	丁目の八幡神社鳥居を北へ 50m 下った正面の土地です。譲渡人は、高齢で管理が出来ず、後継者もないことから以前より処分したいと思われており、今回、譲受人に売買することになったそうです。譲受人は、購入後、市道に接している部分に、建築基準法に対応できる市道を設け、分譲地として責任をもって維持管理にあたるそうです。周辺は宅地化しており影響を与える農地はありません。河川との境界には L 型擁壁を設置し、土の流出を防ぎます。住宅からの雨水は河川に放出し、生活排水、汚水は合併浄化槽を設置し側溝に流します。また、土地改良区の意見書は必要ありません。立地基準を満たしており、問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番、3 番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17 番山本です。まず、受付番号 2 番について説明します。9 月 25 日、譲渡人に電話確認しました。譲渡人には連絡が取れませんでしたので、代理人に確認を取りました。申請地は、吾田地区平野で、松原団地の一画です。譲受人は、申請地に長屋住宅 1 棟 10 戸を建築する予定です。建築にあたっては、周囲をブロック 3 段とフェンスを設け土砂流出を防ぎ、雨水は雨水枡を設け側溝へ流す計画です。汚水、生活排水は日南市公共下水道へ接続する計画です。なお、周囲に影響を与える農地はありません。問題ないと思います。 続いて、受付番号 3 番について説明します。9 月 25 日に貸付人に電話にて確認しました。申請地は戸高二丁目で、コンビニエンスストアの北側にあたります。貸付人と借受人は親子です。借受人は現在アパート住まいで、父から無償で土地を借り、住宅を建てるとのことです。建築にあたっては、周囲にブロック塀を設け、付近の土地への土砂流出を防ぎ、雨水は側溝へ排出し、汚水、生活排水は合併浄化槽で処理し側溝へ流す計画です。なお、周囲に影響を与える農地はありません。問題ないと思います。以上 2 件ご審議よろしくをお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。

	井 上 (友)	はい、1 番井上です。受付番号 4 番について説明します。9 月 22 日、譲渡人に電話確認し、9 月 25 日、譲渡人立ち合いのもと現地確認しました。申請地は、吾田地区上限谷で、上限谷公民館から北へ 300m 行った右側です。ここは以前農地パトロールで確認したところで、周囲は耕作放棄地状態であり、太陽光発電施設設置で耕作放棄地が少なくなると判断しました。また、譲受人は太陽光発電施設を 600 ヶ所以上している会社で、排水や隣接する土地などの対策は確実にし、万が一被害が生じた場合は責任をもって対処しますとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 5 番、6 番について、担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。まず、受付番号 5 番について説明します。申請地は、東郷地区益安で、私立高校から県道日南高岡線を益安方面へ約 2 km 進んだ県道沿いの右側になります。9 月 23 日、譲受人立ち合いのもと現地確認しました。譲渡人は宮崎市在住で、電話確認しました。譲受人は、現在、家族 4 人で借家住まいですが、子供の成長で手狭になり申請地に住宅を建築する予定です。申請地の東側と北側は個人住宅で、西側は県道日南高岡線、南側は農地ですが非耕作の状況なので農地に対する影響はありません。境界線にはブロック塀を設け、雨水は自然排水と道路側溝へ流す計画です。汚水、生活排水は合併浄化槽を設置します。問題ないと思います。 続いて、受付番号 6 番について説明します。申請地は、東郷地区松永字湯ノ迫です。県道 28 号線から山間部へ約 2 km 入った所です。登記地目は畑ですが、現況は原野です。譲受人は長野県在住で、代理人は三重県で現地立ち合いが出来ませんでしたので、9 月 26 日、譲渡人立ち合いのもと現地確認しました。譲受人は、土地を購入後、太陽光発電施設設置を計画しています。申請地周辺には、集落、農地はありません。周囲はフェンスを設置し、雨水は敷地内に自然浸透します。万が一周辺に被害が生じた場合は事業主にて責任をもって対処するということを確認しました。施設業者は、全国的に太陽光発電施設設置をする業者です。また、メンテナンス、点検等は定期的に委託業者が行うことを代理人に確認しています。土地改良区

10:52	平 方	の区域外でありますので問題ないと思います。ご審議よろしく願 いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 7 番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 7 番について説明します。申請地は、南郷町榎原地区下講で、国道 220 号沿いの素材生産業者事務所から串間方面へ約 500m 進み、三差路 の交差点を左へ 200m 進んだ左側です。譲渡人は高齢となり買い手 を探しておられました。譲受人は建設業を営む法人です。現在使用 している資機材置場が狭くなり、土地を探していたところ適地がな く、申請地を選択されたそうです。盛土整地を行い、勾配をつけて 隣接地への影響がないようにし、雨水は自然浸透します。周囲に影 響を与える農地はありません。問題ないと思います。ご審議よろし く願います。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号について、許可相当と判断される方の挙手をお 願います。全員賛成ですので、議案第 4 号は原案どおり許可相当 とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 5 号、農用地利用集積計画について 15 件の審議を 願います。まず、利用権設定の審議を願います。それでは、 受付番号 1 番、2 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6 番金丸です。借受者が同じですので、受付番号 1 番、2 番を一括して説明します。9 月 23 日、借受者立ち合いのもと現地確 認しました。申請地は、酒谷 4 区向田地区に広がる農地の一画です。 借受者はピーマン、水稻を栽培する認定農業者で、以前より申請地 を耕作していたようです。現在も水稻を耕作しており問題ないと思 います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番から 8 番について、担当委員より報告

	議 長 山 口	願います。 はい、16番山口です。受付番号3番から5番について、借受者が同じですので一括して説明します。9月23日貸付者、借受者双方に連絡して確認しました。借受者は、2020年に東京から4人で移住してきて、農業の実習をされてこられたそうです。2022年10月に認定新規就農者となる予定です。9月26日、借受者立ち合いのもと、高崎委員の協力を得て現地調査しました。申請地は北郷町北河内地区で、受付番号3番については、坂元野球場のレフト側の1筆及び県道都城北郷線沿いの北郷特産品加工場前の1筆と、坂元野球場ライト側の4筆です。受付番号4番、5番については坂元野球場レフト側の北側です。貸付者は、3人とも高齢で管理も容易でない為、借受者に貸すことにしたそうです。借受者は、ハウスと路地でズッキーニ栽培を行い、最終的には土地購入をしたい考えです。現在も適正に管理されていて問題ないと思います。 続いて、受付番号6番から8番について、借受者が同じですので一括して説明します。9月23日、借受者、貸付者双方に連絡し、9月24日、平方委員の協力を得て借受者立ち合いのもと現地調査しました。申請地は、受付番号6番については東郷小中学校から北郷方面に約300m行った道路右側の2枚目の1筆と、東弁分交差点を北郷方面へ約500m進んだ左手の農地の一画です。受付番号7番は、職業訓練校から高速道路に向かって300m進んだ左手です。現状は高速道路用地になっているため、田としては2分の1となっています。受付番号8番については、JA選果場前の市道益安石灘線を300m進んだ左手です。借受者は適正に土地を管理されており問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。 議 長 ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。 全委員 ありません。 議 長 では、議案第5号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第5号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
--	-----------------------	---

10:58	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。それでは、受付番号9番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、10番稲山です。受付番号9番について説明します。9月28日、譲受者立ち合いのもと現地調査しました。譲渡者については譲受者の祖父です。申請地は、飢肥地区板敷で、飢肥駅より北へ約2km入った荒平地区です。譲受者は、新規就農して5年になり、金柑を中心にみかん栽培を行っており、既に出荷をして生計を立てているとのこと。祖父から1ha弱のみかん園の贈与を受け、経営を続けていくとのこと。5年の就農経験もあるので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号10番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17番山本です。受付番号10番について説明します。9月23日、大窪地区の井上委員に協力いただき調査しました。申請地は大窪地区仮屋です。譲渡者は、高齢になり耕作できなくなり手放すとのこと。譲受者は、大窪地区で大規模にみかん栽培をされています。経営規模拡大です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号11番、12番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、7番田中です。まず、受付番号11番について説明します。申請地は、南郷町潟上地区で、潟上神社から市木方面に抜ける市道を約800m進んだ左側に位置する水田です。譲渡者は2年前にご主人が亡くなり、農業が出来ないということで、今回の申請となりました。譲受者は、水稻、施設野菜の専業農家で問題ありません。 続いて、受付番号12番について説明します。申請地は、南郷町潟上地区で、潟上神社から串間方面に約200m進み、炭焼きの看板から右折したところです。2年程作付けされておらず、現在は荒れている状態ですが、譲受者が繁殖牛を営んでいるので、牧草地として適正に管理していくとのこと。譲渡者は受付番号11番と同じ方です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以

11 ; 03	田 中	上です。
	議 長	続きまして、受付番号 13 番について、担当委員より報告願います。
	加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号 13 番について説明します。9 月 25 日、譲受者立ち合いのもと現地調査しました。譲渡者には電話で確認しております。申請地は、南郷町潟上地区です。潟上小学校手前の脇本地区に広がる水田の一画です。譲受者は、水稻を中心にスイートピーを栽培する専業農家です。譲渡者は離農されるそうです。問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から所有権移転について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 5 号、農用地利用集積計画、所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、中間管理権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 14 番について、担当委員より報告願います。
	杉 本	はい、5 番杉本です。受付番号 14 番について説明します。9 月 22 日、貸付者に聞き取りし、現地調査しました。申請地は、細田地区萩之嶺で、J A 細田支所から大窪方面へ約 400m 進んだ左手に広がる水田の一画の 5 筆です。高齢のため中間管理機構に預けるとのことでした。特に問題ありません。ご審議よろしくをお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 15 番について担当委員より報告願います。
	田 中	はい、7 番田中です。受付番号 15 番について説明します。9 月 27

11:06	田 中	日、貸付者に面談し現地確認しました。申請地は、南郷町潟上地区で、潟上神社から市木方面に抜ける市道を約 1.2 km 進んだ市道脇左側に位置する水田です。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員のから中間管理権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 5 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 6 号、非農地証明願について、3 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6 番金丸です。受付番号 1 番について説明します。9 月 27 日、申請者立ち合いのもと現地確認しました。申請地は議案第 3 号農地法 4 条受付番号 1 番の隣接地です。現在は山林化しており、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要だと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	歌 津	はい、12 番歌津です。受付番号 2 番について説明します。9 月 27 日、申請者と土地家屋調査士、事務局の日高氏と現地調査しました。申請地は、東郷地区平山で、製紙工場排水処理施設から入り建設会社土場から見て右斜めの箇所です。申請者は、農業は行っておりません。雑木が生い茂っており、土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても継続して利用することはできない状態です。申請書の現況地目は山林でしたが、周りには山林がなかったことから、事務局も一緒に立ち会ってもらったのですが、現況は原野と判断しました。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上で

	歌 津	す。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
	日 高	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号 3 番について説明します。9 月 25 日、申請者の息子さん立ち合いのもと現地調査しました。申請地は、細田地区上方で、JA 細田支所から日南市役所細田支所方面へ橋を渡り約 300m 進み、左手にある上方神社の市道を挟んで右側です。申請地は雑木と竹で覆われておりました。農地として復元しても継続して利用することはできない状態です。周囲に影響を与える農地はありません。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	谷 口 (久)	私の方から、受付番号 2 番につきまして質問です。現況が原野ということですが、法務局には山林で申請するのかどうか、事務局が立ち会っていますので、報告をお願いします。なぜかと言いますと、山林にするには、法務局が現地調査で山林とみることが必要です。植林しても、すぐ切る可能性がありますから、山林というのはある程度大きくなしないと認めない場合があります。そのあたりも含めて聞いているところです。
	事務局	はい、先ほど歌津委員から報告がありましたように、土地家屋調査士の方と現場の立ち会いを行っております。山林で申請が上がってきておりましたが、周辺に山林がないということで申請時に山林での申請を迷われたようです。現況は、雑木が生い茂っております、原野というのが妥当だと思います。登記の申請につきましては、原野で行うということで土地家屋調査士から報告を受けております。
	谷 口 (久)	わかりましたが、周囲の状況、最終的な地目や転用の可能性等も考慮して、非農地証明願の受理、指導をしていただきたいと思います

11:13	議 長	その他、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第6号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第6号は原案どおり承認することに決定しました。
	議 長	次に、議案第7号、日南市農業委員欠員に伴う委員補充についてですが、各部会から審議の結果をお願いします。まず、飫肥・酒谷地区、お願いします。
	金 丸	はい、飫肥・酒谷地区の金丸です。補充するかどうかは、吾田地区に判断を一任します。
	議 長	次に、吾田・油津地区、お願いします。
	山 本	はい、吾田・油津地区の山本です。補充をお願いします。
	議 長	次に、東郷・鶴戸地区、お願いします。
	平 賀	はい、東郷・鶴戸地区の平賀です。吾田・油津地区が補充したいという意向でありましたら、それに沿った方がいいと思います。
	議 長	次に、細田・大窪地区、お願いします。
	谷 口 (宏)	はい、細田・大窪地区の谷口です。細田・大窪地区では、以前に前例があり、1人欠員があつて、地区で対応したということがありましたので、今回も吾田・油津地区で対応をお願いしますということになりました。
	議 長	次に、北郷地区お願いします。
	河 野	はい、北郷地区の河野です。吾田地区に判断を一任します。
	議 長	次に、南郷地区、お願いします。

田 中	はい、南郷地区の田中です。補充をお願いします。
議 長	ただ今、各部長から検討結果についての報告がありましたが、細田・大窪地区だけが現状のままでということでありました。人員につきましては、農業委員会等に関する法律施行令第5条で、19名となっています。以前は選挙でした。2期前から選任になりました。選任は市が選任するということになったわけですが、その時にどういう風にして地区割をしたかと言いますと、面積と農家人口から算出して決めたということです。
農政課長	はい、議長よろしいでしょうか。
議 長	はい、農政課長。
事務局	今回の公募につきましては、日南市全体で行っていきます。不足人員1名の農業委員を募集することになります。応募される方が、北郷から出られるか、南郷地区から出られるか、吾田地区から出られるか、状況は全く分かりません。現在、吾田地区が1名不足ということになっておりますが、例えば、細田地区から出られれば、細田地区の方が、吾田地区に入るとか、若干、現在の地区部会の見直しを行う場合があることを場合もございます。
稲 山	はい、議長。
議 長	はい、10番稲山委員。
稲 山	はい、10番稲山です。募集して決定までどれくらいの期間が必要なのでしょうか。
議 長	事務局お願いします。
事務局	募集期間等につきましては、補充をするかが決まりましてから説明いたします。
議 長	各地区部会より報告を受け、質疑をしていただいて、その結果補充をするということになれば補充についての手順、日程等について

議 長	説明するということになるかと思います。
山 本	はい、議長。
議 長	はい、山本委員。
山 本	はい、17 番山本です。細田地区の方が、前例を挙げられましたが、期間はどのくらいの期間だったでしょうか。
議 長	細田・大窪地区部長お願いします。
谷 口 (宏)	2 年間です。
稲 山	はい、議長。
議 長	はい。10 番稲山委員。
稲 山	はい、10 番稲山です。部会長の報告で、補充するということになったのではないですか。
議 長	今、稲山委員からご意見がありましたが、吾田地区にゆだねるという報告から、吾田地区が補充するという意見ですので、補充するという意見だと認識します。補充をする方向で決定してよいかを皆さんに諮りたいと思います。議案第 7 号、日南市農業委員欠員に伴う委員の補充については、補充に賛成される方の挙手をお願いします。
一 同	(賛成多数)
議 長	ほぼ、全員の賛成ですので、議案第 7 号、日南市農業委員欠員に伴う委員の補充については、補充に賛成することに決定しましたので、市に委員会の意向を進達いたします。なお、補充任命までの大まかな予定を農政課長から説明させます。
農政課長	ただ今の採決で農業委員補欠に関しましては、補充をするということですので、本日の農業委員会の意見を受けまして、早急に対応

	農政課長	していきたいと思います。任用にあたりましては、募集要項を作成し、JA、農業共済組合、土地改良区等関係機関へ周知をして参ります。あと、市内回覧、市のホームページ等で広報を行っていきたいと考えています。現在の見込みでは、募集期間を10月20日頃から11月中旬の間に行い、候補者の選考決定を11月末、市議会承認を12月議会に提案し、議会の同意後、任用になると考えております。推薦・応募がなかった場合につきましては、再度、募集を追加で行ってきたいと思います。
	議 長	この件で何か質問はありませんか。
	山 本	はい、議長。
	議 長	はい、17番山本委員。
	山 本	はい、17番山本です。吾田地区部会からの推薦は出来ますか。
	議 長	事務局お願いします。
	事務局	農業委員として個人で推薦することは可能です。団体としては、吾田・油津部会は団体にはあたりませんので出来ません。
	議 長	よろしいでしょうか。
	山 本	はい。わかりました。
	議 長	それでは、農業委員欠員につきましては、補充するということで与えられた定員の19名としての補充でということでよろしいでしょうか。
11:21	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。 《報告事項》
11:33		終 了

第16回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長

谷口 元 

署名委員

池田 陽子 

歌津 夢秋 